

令和元年第8回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和元年8月7日 午後3時02分
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 令和元年8月7日 午後3時02分
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和元年8月7日 午後4時09分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、
檜木勇、八尋洋一、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、
佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

永田秀喜、井上ユキエ、高田長次

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第25号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第26号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

報告第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

議案第17号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第18号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

農政

議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）
に関する意見照会について

○議長：皆さん、こんにちは。時間が若干早うございますが、出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから、令和元年第8回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には4番委員の砥綿さん、7番委員の檜木さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従い、御審議をお願いいたします。お手元に配付いたしております議案目録の順序に従い本日の会議を進めますが、忘れた方はおられませんか。

それでは、ただいまから始めますので、よろしくお願いいたします。

では、1ページをおあげください。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第25号、議案書のとおり農地の権利移動届出が2件あります。事務局からよろしくお願いいたします。

○事務局：よろしくお願いいたします。

番号1番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□、地積、田93平米、合計93平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

番号2番。大野城市□□、□□。届出地、□□。地積、田1,601平米、合計1,601平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はございません。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

次に行きます。2ページをおあげください。農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第26号、議案書のとおり農地の転用届出が5件あります。事務局、説明をお願いいたします。

○事務局：説明いたします。ページは2ページになります。

番号1番。届出者、福岡市□□、株式会社□□清算人、弁護士、□□。届出地、□□、地積、畑19平米、合計19平米。転用目的、駐車場。構造規模、アスファルト舗装。工事期間、施工済み。開発許可の要否は不要です。受け付け年月日、令和元年7月3日。

番号2番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外2筆。地積、田2190.49平米、合計2190.49平米。転用目的、集合住宅。構造規模、軽量鉄骨造2階建て。工事期間、令和元年7月26日から令和元年10月31日。開発許可の要否、県開発許可該当。受け付け年月日、令和元年7月

4日。

続いて3番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、畑203平米、合計203平米。転用目的、集合住宅。構造規模、鉄筋コンクリート造。工事期間、令和元年10月1日から令和2年3月31日。開発許可の要否、市整備要綱該当。受け付け年月日、令和元年7月9日。

番号4番。届出者、筑紫野市□□、□□、外2名。届出地、□□。地積、田434平米、合計434平米。転用目的、駐車場。構造規模、アスファルト舗装。工事期間、施工済み。開発許可の要否、不要。受け付け年月日、令和元年7月19日です。

続いて3ページになります。

番号5番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田723平米、合計723平米。転用目的、集合住宅。構造規模、軽量鉄骨造2階建て。工事期間、令和元年9月2日から令和元年12月2日。開発許可の要否、市整備要綱該当。受け付け年月日、令和元年7月22日。

以上です。

○議長：ただいま5件につきまして報告いただきました。本件に質疑のある方、よろしくお願ひします。ございませんか。

(なし)

○議長：それでは以上で、本件に関する報告を終わらせていただきます。

次に行きます。4ページをおあげください。農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第27号、議案書のとおり農地の転用届出が5件あります。事務局、説明をよろしくお願ひします。

○事務局：番号1番。譲受人、福岡市□□、株式会社□□、代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田846平米、合計846平米。転用目的、宅地分譲。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和元年10月1日から令和元年12月20日。開発許可の要否、市整備要綱該当。受け付け年月日、令和元年6月26日。

番号2番。譲受人、福岡市□□、株式会社□□、代表取締役、□□。譲渡人、太宰府市□□、□□。届出地、□□。地積、畑406平米、合計406平米。転用目的、建売住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和元年7月19日から令和元年12月20日。開発許可の要否、不要。受け付け年月日、令和元年6月28日。

続いて番号3番。譲受人、久留米市□□、□□株式会社、代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、畑624平米、合計624平米。転用目的、宅地分譲。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和元年7月20日から令和元年8月20日。開発許可の要否、不要。受け付け年月日、令和元年7月1日。

番号4番。譲受人、佐賀市□□、□□、外1名。譲渡人、東京都千代田区□□、□□株式会社、代表取締役、□□。届出地、□□外1筆。地積、田652平米、仮換地198.73平米、合計652平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和元年8月9日から令和2年1月13日。開発許可の要否、不要。受け付け年月日、令和元年7月1日。

続いて5ページになります。

番号5番。譲受人、千葉県船橋市□□、□□。譲渡人、東京都千代田区□□、□□株式会社、代表取締役、□□。届出地、□□。地積、田644平米。仮換地200.35平米、合計644平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和元年12月3日から令和2年3月30日。開発許可の要否、不要。受け付け年月日、令和元年7月18日。

以上です。

○議長：ありがとうございました。ただいま5件について説明をいただきました。本件について質疑のある方はお願いいたします。どうぞ。

○委員：開発許可ですけど、市の許可と県の許可とがありますね、不要と。これは面積ですか。

○議長：面積要件でしょう。

○委員：面積になるんですか。

○事務局：1,000平米以上が県の開発許可になります。500平米を超えるものから1,000平米未満のものが市の整備要綱の要件となります。以上です。

○委員：500平米以下は不要ですね。

○事務局：はい。

○神崎議長：よろしいですか。ほかございませんか。

(なし)

○議長：それでは質疑も終わりましたようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

次に行きます。議案書の6ページをおあげください。

議案第17号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

それでは1番について、地区担当であります□□委員さん、よろしく申し上げます。

○委員：番号1。譲受人、住所、糟屋郡志免町□□、氏名、□□さん。譲渡人、住所、太宰府市□□、氏名、□□さん。申請地の表示、□□外6筆。地積、田8,034平米。異動の内容、申請理由は相手方の要望であります。契約内容は売買です。地区担当は□□です。よろしく申し上げます。

○議長：現地を見られて何か経過でありましたらお願いします。

○委員：見ました。きれいに田はすいてありました。以上です。

○事務局：若干補足ということで説明させていただきます。申請箇所でございますが、次の7ペ

ーに位置図をつけております。真ん中のほうに黒く網掛けをしている箇所、当該地というところで示させていただいております。ちょうど□□の北側、そして□□から□□に抜ける□□線沿いに位置する箇所になります。8,034平米ですね。

こちらの□□さんですが、既に耕作をしている農地というのはございませんが、今回新たに権利を取得する面積というのが、議案書のとおり8,034平米になります。内訳としましては、野菜、スイカ、カボチャ、白菜等で3,976平米、それからブルーベリー4,058平米を作付する予定ということで申し出があつておるところでございます。

農機具の所有状況でございますが、耕運機を1台所有されて、トラクターはまた導入予定ということございました。

労働力につきましては、□□さん、それから奥さんの□□さんお二方が農業をされるということでございます。

それと、申請書に周辺地域との関係というところで書いておったんですが、集落営農の経営体への集積等の協力、それから農薬の使用方法による支障が発生しないように、地域の指導に従うというところでの申し出でございました。

従事の日数予定ですが、お二方とも200日ということでございます。

説明については以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

○委員：この□□さんというのは新規就農という形ですかね。

○事務局：もともと農業は……。

○委員：下限面積は、農業委員会としては、5反以上持つておかないと買い増しはできないようなふうにとこの市町村でもやってあるんですけども。

○事務局：今回新たに5反以上取得されるというところで。

○委員：新たに。新規就農というところですね。

○事務局：はい、新規ですね。

○議長：それではもう1件ございますので、あわせて説明お願いしたいと思います。2番につきましては地区担当の□□委員さん、よろしく願いいたします。

○委員：9ページ、10ページを見てもらうとわかりますけれども、1筆になってますが、その一部が□□さんの持ち分です。現地を見ましたら水田をやっておられます。ここを買い取って従来どおりの水田をやるということですね。今後も続けますということで、見てまいりました。周りは全て田んぼでございます。

今から読みます。番号2番。譲受人、筑紫野市□□、□□さん。それから、譲渡人、大野城市□□、□□さん。申請地の表示、□□。地積、田1,601平米、合計1,601平米。異動の内容として、

相手方の要望ということですが、売買、買い取って、□□さんがこれまでどおり水田をするということです。以上です。

○議長：ありがとうございます。事務局の補足がありましたらお願いします。

○事務局：位置図につきましては、9ページの真ん中の箇所になります。□□公民館付近に位置する農地でございます。先ほど、3条の届け出で、相続で報告がございました届け出の分です。最初のほうに説明させていただいた□□さんです。相続を受けられたわけですが、その農地を今回売り払うというところでの3条申請でございます。

農地法の3条の要件を確認させていただきますと、受けられる方、□□さんの耕作状況でございますが、自作地として、田んぼが3,806平米、畑1,000平米、借り入れ地としまして8,377平米と、合計19,183平米を耕作されております。

農機具につきましては、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台、草刈り機2台、乾燥機1台ということで所有をされております。

労働力につきましては、□□さん、農作業歴40年、従事者が4名おられます。

申請地につきましては、水稻の作付を行うというところで、周囲には支障はないと思われま。説明は以上です。

○議長：ありがとうございました。それでは、1番、2番、この両件につきまして質疑等ございましたらよろしく申し上げます。どうぞ。

○委員：1番の□□さんですけど、新規就農者で8,000平米という形で、耕運機だけとか言っていたので、実際にやっぱり……。

○委員：トラクターがありました。見に行ったらトラクターがあったけどね。

○事務局：こういうのを買いますというのがありますね、トラクターを。

○委員：買いますじゃなくて、あった。

○事務局：準備をしている段階。

○委員：だから、今現在は耕運機1台でしょう。それと、奥さん二人でやるということでしょう。

○委員：田んぼの中にはあったけどね。

○委員：現地を見に行ったとき、トラクターがありました。だけど、本人のかはわかりませんよ。

○委員：大きいからね、8反を新規就農で本当にできるだろうかというのがあって。

○委員：二人でできるのかなってという部分とあわせて……。

○委員：地元の人言うことを聞いて、指導に従うってことがあるなら、地元の農業委員さんで。

○委員：前がエミューというか、鳥を……。

○委員：ダチョウ。ダチョウみたいな……。

○委員：ダチョウを飼ってあったんですよ、そこが。そのダチョウの跡地です。この周りが案外耕作放棄地が多かったものですから、あのまままたほったらかされると、十分なエミューのふんがちゃんと入っているので、雑草が必ず出てくると思うんですよ、ほったらかせば。

○委員：あそこは、□□さんの家の上でしょう。

○委員：まだ上です、まだずっと上。結構、8,000平米で、基盤整備されていないところなので。

○委員：段々畑じゃなかったですかね。

○委員：うん、そこですね。だから、その辺を危惧してきたものだから。ほったらかされると困るので、ぜひもう一回、新規就農で大丈夫なのかなという部分を。

○事務局：最終的にはこの委員会で承認ということになった場合に、御本人さんに許可書をお渡しするんですけど、農業委員の意見として、管理をしっかりするよという条件で。

○委員：ほったらかさないようにということをぜひ言っておかないと、すぐ草が生えると思いませんよ、あそこは特に。

○委員：今後、地元の農業委員さんにまた負担がかかる可能性もあるから、そのところはやっぱり嚴重にしていたほうが。地元に従順に従いますということだから。

○委員：目配り気配りじゃないけど、しておかないとぼうぼう生えるところですよ、場所として。

○委員：一筆もらわれといたほうがいいんじゃないかという感じもします。転売されても困るし。

○事務局：そういった意見を付した形で許可をすると。許可書を発行するということなので。

○委員：本当にフラットで、ちゃんと区画整理されていればいいけど、物すごい入会地で、段々畑みたいな感じになってる中で農業をするっていうのはかなり難しいところがあると思うんですよ。

○委員：間違いなく田んぼ1枚にされるんだったら、将来的には……。

○事務局長：今、事務局が最初に説明したとおり、御本人さんは、集落営農の経営体とか集積等には協力します、農業等の散布についても地域の指導に従います、話し合いとか農業用施設の取り決めの遵守、対策については協力いたしますと、申請書の中にはそういうふうに記載がありますので、□□委員がおっしゃっていただいている初めてで8反ということについては、4反以上が果樹というふうな形となっておりますから、委員会の意見として、管理については十分周りに影響がないよということをお話しさせていただくことにはなるのかなと。あと、当然、毎年行っておりますパトロール等の中で、どういうふうな形になっているのかというのを観察していく必要があるのかなとは思いますが。

○委員：それは農地パトロールは当たり前なことだけど、新規でやられるので、その辺の立地条件もあわせて農業委員としては目を光らせておかないと、すぐ荒れてしまう地域だから、十分に

そこは注意していただきたいということを言いたかったわけです。以上です。

○議長：もし皆さんに賛同いただければ、許可書を出しますので、その折に、はっきりとそういう皆さんからいろいろありました内容を、事務局からきちんと伝えていただくようにしておきます。その後も、先ほど事務局長が申しましたように、パトロールなり、地元の農業委員さんは大変でございましょうが、しょっちゅう見てくださいますとは申しませんので、とにかく通られたときには気にかけて見ていただくということで。

○委員：はい。

○委員：これ、確認しておいた方がいいですよ。特に市外の人が資本でぽんと買い取る、春日市の人も夜須町あたりいろんなところ買ってますけど、3反以上、下限面積4反以上、買ってますもんね。新規就農で8反というのはちょっと大変だろうと思う。そこだけ確認を。

○議長：先ほど言われましたように果樹、ブルーベリーを4反から植えられる話ですから。

○委員：野菜とあれと書いてあったからですね。

○議長：野菜の3反でしたら、やりようによってはできますね。

ほかございませんか。

○委員：私は、今説明してあるところの地元の□□ですけど、私たちのところに実行組合とか水利組合とかいろいろありますので、そういうものに入ってもらわなければいけないです、そこで耕作されるということになるとですね。そしたら、現実には家は、糟屋から来られるのですか、それとも□□のほうに移転されるのですか。そういうところも問題があるんですよ。それから、離れたところからだったら結局、家の連絡事なんかいっぱいあるんですけど、そういうときの連絡方法というのは、最初来られるときの農業委員会さんのほうに水利組合から連絡してから、どんなふうになっているかということをお調べすることができますか。

○事務局：地元の農事の加入……。この方は、今の状況でいきますと入り作になる予定だと。志免町におられたままで、通作されると聞いております。

○委員：ああ、出てこられるわけですね。

○事務局：はい。それで、その農事の関係は、今、□□委員が言われたとおりのことを伝えます。農事のほうの、いわゆる水利とかいろいろなことが出てまいりますので、許可が下りた場合には、許可書を渡すときに、こういった農事のほうにも1回挨拶に行かれて、水利のこととかいろいろ地元の方から教えてもらうようにしてくださいというふうなことも申し添えます。

○委員：どこの地区でも皆さんあると思うんですよ。だからその関係ですね。ただ、糟屋のほうから来られたなら、結局いざといったときにちょっと行ってお話しするということができないでしょう。そういう問題もあるんですよ。だから、そういうところをどういうふうにするかということですよ。そこがちょっと問題になってくるんじゃないかと思ったので。

○委員：渡す前に1回全部確認して、それから改めてやったらどうでしょうかね。

○委員：いや、もう許可したら……。

○委員：いやいや、許可する前に。する前にいろいろ確認して、納得できたら許可しますという形でしたほうが。

○委員：実際にこのパターンで、福岡市近郊の農家は、那珂川市や夜須町などいろんなところの土地を持ってあります、買ってあります。そういったところで一番問題になるのが、今言われました水利組合の分担金、区役、作業、水利権。それをきちんとしないと、いずれは区役も出ない、草刈りも出ない、出作していて殿様みたいに用事があるときだけぼんと来て、区役しない、そのまままた帰る、道路汚してそのまま帰る。そういったのが蔓延すると、地元の農家の人の反発も。農家は余り文句言わないからあれだけど、都市近郊の農家は団地の人がやかましく言うんですよ、道路を汚したと。だから、そういう面ではシビアになっています。出作、入り作、どっちにしてもいいけど、地元に従順に、きちんと区役とか水利組合とか分担金とか、やれ何々をきちんとやってもらおうと、細かい項目を設置されないと、後々問題が出ます。

○委員：だから、許可する前にそこをきちんと詰めて、もう一度ここに出して、ここで皆さんの意見で決めたほうがいいと僕は思いますけどね。許可と一緒に持って行って、そういうことを言うよりは、そっちのほうが。

○委員：特に新規就農の場合は。

○事務局：お配りしているテキストに書いてある、いわゆる取得の要件ですね。そのところには、今□□委員が言われたような意味が実際含まれているわけではありませんので、それをもって許可ができないということはちょっと難しいだろうと思います。

○委員：僕は、しないんじゃなくて確認してからと。

○事務局：いや、確認というのは、一応地元にも協力しますということは申請書の中に書かれていますので、これ以上のことを今の時点で求めるのはちょっと厳しい面もあるんじゃないかなと思います。

○委員：でも、地元の方がそういう疑問を持たれているということは、それを解消してからのほうがいいような気がしますけどね。

○委員：書類を受理して、後から文句言われると行政手続に問題があるということで、今度は許可した行政機関まで問題になってくるからですね。その前に、事前に地元の農業委員さんがきちんとある程度、一筆もらうとかされていたほうが。年間通して、水利の件、区役、作業をするのか、ため池の管理、分担金などの細かい項目をきちんと相手方に提示して、これでよろしいですかということで、やっぱりある程度事前に教えていたほうが、後のトラブルに対してはいいんじゃないかなと思います。

○委員：許可した後でもめるより、許可する前にしたほうが良いような気がします。

○委員：後からもめたらどうしようもないですよ。農業委員が悪い、あれが悪いとかね。

○委員：農業委員やら何やら役員している者がみんな、ばかくそのように言われるんですよ。それは言われます、確かに。

○委員：過去の大都市の近郊の農地はそれでみんな本当やられてるんですよ。そして、農業に失敗したと言って、業者に没収されて差し押さえされて、農地転用したり、権利関係がまた移ったり、いろいろありますので。特に新規就農者なので私ちょっと心配したんですよ。新規就農者というのは地元になれるにも3年間は、作付して、その地域の水の事情、やれ何々はわかりませんのでね。お金払っているのに水が来ないと言われてもね。

○委員：余り細かいこと言っていたらきりが無いから、もうこの辺で私も納得します。一応これだけは。声だけでもいいですから、来られたら言ってもらいたいの、そういうふうな実行組合、水利組合、百姓についたものがある、水利組合でも何でも出事があるんですよ、草刈り、溝の草刈りから全部。それは年に必ずやらないといけない期間が何回かありますから、そういうのに一様に同じように出てもらわないといけない。そういうことがありますから、一言これを言っておいてください。

○事務局：はい。御本人さんも今の申請では協力することは書いてありますので。

○委員：別に、来るなどは言わないんですよ。

○事務局：今おっしゃっていただいたような中身は、許可になれば、その許可書を渡すときに、皆さんからこういう声もありますから、きちんと大事にしてくださいということは重々伝えますので。

○委員：田舎もんはなかなか人がいいから、あんまり言わないですけど、やっぱり裏でこそこそ言うんですよ。だから、いけないんですよ。

○議長：それでは、今のこれは別々にしましょうかね。2番の件につきましては、御質疑はございませんか。

(なし)

○議長：それでは、本件に対する質疑等ございませんようですので、あわせてこれより採決をいたしたいと思えます。よろしゅうございますか。

(異議なし)

○議長：本案は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと、議案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、次のページ、11ページをお願いいたします。

議案第18号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番につきまして、地区担当の□□委員さん、よろしくをお願いいたします。

○委員：担当委員は□□委員ですけど、私のほうから、一緒に立ち会いましたので、説明をさせていただきます。

○議長：失礼しました。

○委員：番号1。申請者、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田933平米、合計933平米。転用目的、倉庫・作業所。構造規模、軽量鉄骨造2階建て。工事期間、令和元年9月1日から令和2年3月31日まで。農地の区分、第三種。資金の内訳、自己資金100%。建ぺい率12.5%。開発許可、県開発許可該当。用排水処理、条件付き。都市計画区域、市街化調整区域。

農地区分については第三種で、お手元の12ページに地図を載せてますが、□□号線、□□というところが表示してありますけれど、それから北のほうに入ったところが当該地です。13ページに詳細の地図を載せておりますが、□□、ずっと先に行ったら□□病院という病院があるところでございます。

もともとこの辺は田んぼで米を作ってたところですけど、一応病院等もありますので、第三種の農地として認められると思ってますし、□□さんは□□というところの社長でして、今ある倉庫が手狭というか、そこが立ち退きをしなくてはいけないということで、新しい場所を探しておられたというところなんです。実際に奥さんと□□さんと入れたら、5,000平米の田んぼをお持ちで、5,000平米以上の田んぼと畑はお待ちでございます。

今回についてはそういうことで、11ページにありますとおり、□□委員と私と二人で現場に立ち会って、水利の関係もあわせて、ここで転用させていただければというところで立ち会ったような次第でございます、よろしく御審議お願いします。

○議長：ありがとうございます。事務局のほうから補足があればよろしくお願いします。

○事務局：若干補足になりますが、水利承諾の条件です。水利委員さんの条件といたしまして、雨水排水路を確保し、油等の有害物質を流さないことという条件がまず一つあります。それと、隣地、隣の所有者の承諾書の条件については、農業用水の通水確保という条件が付されております。周囲への農地の被害防除策としましては、空洞ブロック、周囲にブロック、擁壁を設置し土砂の流出を防止する計画ということでございます。以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。ございませんか。

(なし)

○議長：それでは採決を行います。本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないと、原案の

とおり可決することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することと決定いたします。

それでは、次に行きます。議案第19号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。1件だけです。これにつきましては私から説明をさせていただきます。

まず提出内容です。譲受人、筑紫野市□□、□□、外1名。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。畑の79平米でございます。申請内容は、転用目的として駐車場。契約内容は、売買です。構造規模としては、アスファルト舗装をします。工事期間、令和元年11月1日から令和2年2月28日。農地法区分は第三種で、資金の内訳は自己100%。開発許可は不要です。用排水処理については承諾書を添付していただいております。都市計画は区域外です。

地図を見てください。まず1枚目、15ページを見ていただきますと地図が載っておりますが、ここの真ん中に斜めに湾曲したものが□□線です、鉄道です。その上側にある、同じように反った道路が□□線。右手のほうに湾曲している分が、□□側と□□号になります。場所的には国道□□号に面しております。そして、鉄道側の道路までの部分になります。

後ろのページを見てください。左側の斜めになっている部分が国道□□号です。それから右のほうの斜めに線が入っているのが、鉄道の□□線になります。その□□、ここが宅地でございます。ここをあわせて買われて、この中に菜園用としていろいろ使われていた農地、畑がついて、この分までお買いになるということでございます。ですから、国道から鉄道までの縦長い形で、全部を買われるということでございました。

現況を□□委員さんと一緒に確認をいたしております。内容は以上でございます。事務局のほうから補足がありましたらお願いします。

○事務局：説明についてはほぼほぼいただいたところです。確認ということで、16ページに位置図がございますが、当該地は駐車場ということで、実際家を建てられるのはその西側の敷地の中に居宅を新築するという予定でございます。駐車場につきましては、作業用であったり、お客様、自営でエアコンの設備の関係でお仕事をされているというところで、お客様用の駐車場であったり、作業用の駐車場というところでの活用としまして、申請地を駐車場に転用する予定でございます。水利条件の承諾の条件としては、特には条件はございません。以上です。

○議長：それでは本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

□□委員さん、何かございませんか。いいですか。

○委員：先日確認しましたところ、駐車場にすることについては支障はないというふうに判断しております。

○議長：ほかに御意見等ありませんか。

(なし)

○議長：それでは、これより採決を行います。本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないと、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、次の次のページ、経営基盤強化促進法の議案に行きます。

農政議案第12号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権利設定に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をよろしくお願ひします。

○農政担当：農政議案第12号について説明させていただきます。議案書をごらんください。1ページから2ページの上段のあたりまでについての4件は、個人間の利用権の設定となっております。5件目以降、5件目から10件までございますが、そちらに関しましては農地中間管理機構を活用する内容となっております。5件目から10件目に関しましては、福岡県の農地中間管理機構が農地を借り受け、その後、地域の担い手に農地集積を進めていくものになります。近年、筑紫野市でも機構への集積が拡大しており、これからも年に一、二回ほど上程させていただくことになると思いますので、よろしくお願ひします。この農地中間管理機構に関する分は初めて上程させていただきますが、後ほど13号のときに詳細を説明させていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

3ページをごらんください。3ページの下の方に合計が書いてありますが、合計につきましては、新規が10件、33筆、合計5万9,553平米の利用権の設定となっております。筆ごとの説明につきましては割愛させていただきますので、恐れ入りますがお読み取りいただきますようお願いいたします。

説明につきましては以上になります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長：ありがとうございます。本件に対する御質疑なり意見がありましたら、よろしくお願ひします。ございませんか。どうぞ。

○委員：□□さんと□□さんというのは親子関係ですけれども、これについては何も支障ないのですか、親子関係での利用権設定ですが。

○農政担当：問題ありません。

○委員：問題ないですね。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、お諮りいたします。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の利用権に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は本件のとおり可決することといたします。

では、次に行きます。農政議案第13号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農業地利用配分計画（案）に関する件を議題といたします。計画の内容について農政担当の方の御説明をよろしく申し上げます。

○農政担当：引き続き説明させていただきます。

こちらは先ほど議案第12号において、農地中間管理機構が借り受けた農地を地域の担い手へどう配分するかということについての計画になります。この計画は中間管理の手續上、市から農地中間管理機構にその案を提案することとなっており、その過程で農業委員会の意見を聴取することができることとなっております。本件につきましては、この配分計画について妥当か御審議いただくというのが趣旨でございます。

初めてでございますので、テキストも使って説明させていただければと思います。この青色のテキストをお持ちでしょうか。青色のテキストの最後に、緑色の農地関連法制度というのがタイトルとしてあると思うんですけども、その10ページに概略図が載っておりますので、そちらをごらんいただければわかりやすいかなと思います。

まず初めに、真ん中に図が記載されておりますが、そちらがこの中間管理の事業に係る概略図になっております。まず、農地の出し手、ピンク色のところがあると思うんですけど、矢印がございまして、市町村が農地中間管理集積計画の報告とありますが、先ほど議案第12号において御審議いただいて、農地中間管理機構が借り受けを行います。最終的には、中間管理機構が県知事に申請を行いまして、それをもとに県知事が公告を行って初めて農地の担い手に権利が移動するというのが一連の流れでございます。この青色の農地中間管理機構が配分計画を作成するに当たっては、借り受けに関する計画について市のほうから提案を受け、その提案については農業委員会の御意見を伺うということになっているところでございます。概要については以上です。

では、議案書のほうをごらんいただければと思います。先ほど16筆の農地について農地中間管理機構への借り受けを行ったところですけども、3件の農用地配分案がございまして、1件目、2件目については、それぞれ地域の担い手でございます農事組合法人□□、農事組合法人□□への配分、3件目につきましては、昨年まで農大で農業を学んで今年度から新規に就農されておられます□□氏への配分を提案するところでございます。

以上、これら配分について妥当か御審議いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長：御質疑等あります方、よろしくお願ひします。ございませんか。

(なし)

○議長：では、お諮りいたします。本件について御異議なしと認めることに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。

それでは、ただいま定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和元年第8回筑紫野市農業委員会の定例会を閉会いたします。